

ほくほくフィナンシャルグループ

Bグループ保険



- **手ごろな保険料で充実した保障**

相互扶助のしくみで運営されており、保険料がお手ごろです。

- **毎年見直しができ、手続きが簡単**

ライフスタイルの変化に応じて、必要な保障を、毎年手軽に見直せます。

- **配当金で実質負担を軽減**

1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。



●【契約概要】・【注意喚起情報】はP5～11に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

申込締切日

令和7年4月11日(金)

責任開始期
(加入日)

令和7年8月1日(金)

〔契約者〕 株式会社 ほくほくフィナンシャルグループ



万一の備え

商品の名称

基本保障

年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】

商品の特長

- 死亡、所定の高度障害を保障します。
- 保険金を一時金または年金形式で受け取ることができます。
- 配当金があります。(1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合)



重い病気への備え

医療プラン(Ⅱ型)

疾病入院特約(2001)付代理請求特約[Y]付集団月掛扱無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】

- 病気による継続して5日以上入院、所定の手術などを保障します。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。



三大疾病・介護等への備え

オプション補償

医療保険【損害保険】

- 三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾病の場合、上乗せして保障します。
- 所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。

その他ご加入にあたっての注意事項

- 配偶者・こどもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・こどものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・こどもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同内容にて加入となります。
- オプション補償のみのご加入はできません。医療プラン(Ⅱ型)と同額にてご加入ください。
- 親介護(オプション補償)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人のオプション補償とセットで、配偶者の親は配偶者のオプション補償とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

については、各商品のページをご確認ください。

ご加入いただける方		
本 人	配偶者	こども
本体及び関連会社の役員及び職員、嘱託で、17歳6カ月を超え44歳6カ月(役員は70歳6カ月)までの方(継続は70歳6カ月までの方)	満18歳以上44歳6カ月までの方(継続は65歳6カ月までの方)	2歳6カ月を超え22歳6カ月までの方 ^{注*}

[年齢は令和7年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・こどもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本体及び関連会社の役員及び職員、嘱託で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方	満18歳以上60歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
※基本保障への加入が条件です。	※基本保障への加入が条件です。	

[年齢は令和7年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

本体及び関連会社の役員及び職員、嘱託で、17歳6カ月を超え60歳6カ月までの方	満18歳以上60歳6カ月までの方	(ご加入いただけません)
※医療プラン(Ⅱ型)への加入が条件です。	※医療プラン(Ⅱ型)への加入が条件です。	

[年齢は令和7年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]

オプション補償	本人・配偶者の親
親介護	本人および配偶者の戸籍上の実父母(養父母を除く)で、29歳6カ月を超え80歳6カ月までの方
	[年齢は令和7年8月1日現在の満年齢です。]

 **ご注意**

ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。
申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。

P.8



掲載
ページ

P.13

P.15

P.17

はじめに

制度の概要

契約概要

注意喚起情報

基本保障

医療プラン(Ⅱ型)

オプション補償

ご注意いただきたいこと

制度の趣旨

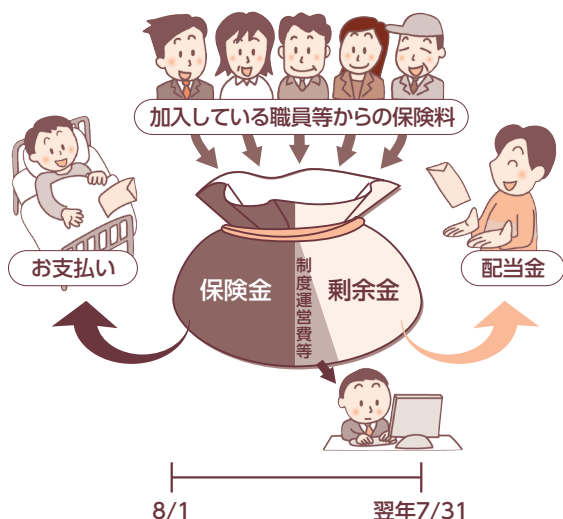
ほくほくフィナンシャルグループおよびその関連会社の役員及び職員、嘱託のみなさん方に万一のこと（死亡）があった場合、残されたご家族は大きな支えを失うことになり、精神的にも経済的にも従来の安定した生活を送ることは困難となります。

この場合、「公的遺族年金」が支給されますが、当座の生活はできるものの、その額はほくほくフィナンシャルグループおよびその関連会社の役員及び職員、嘱託のみなさんが生存中の生活水準を必ずしも望めるものではありません。

このような背景を踏まえ、人事部給与厚生チームでは、公的遺族年金を補完することを目的とした遺族年金として、残されたご家族が生活費やこどもの教育費を確保することができるよう「ほくほくフィナンシャルグループBグループ保険」を実施しています。

Bグループ保険「基本保障」制度のしくみ

この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。



Bグループ保険「基本保障」の昨年度の平均配当実績

約 **21.5%**

- 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は各年代の危険率に応じて計算されますので、年代によって異なります。

ほくほくフィナンシャルグループBグループ保険「基本保障」の特長

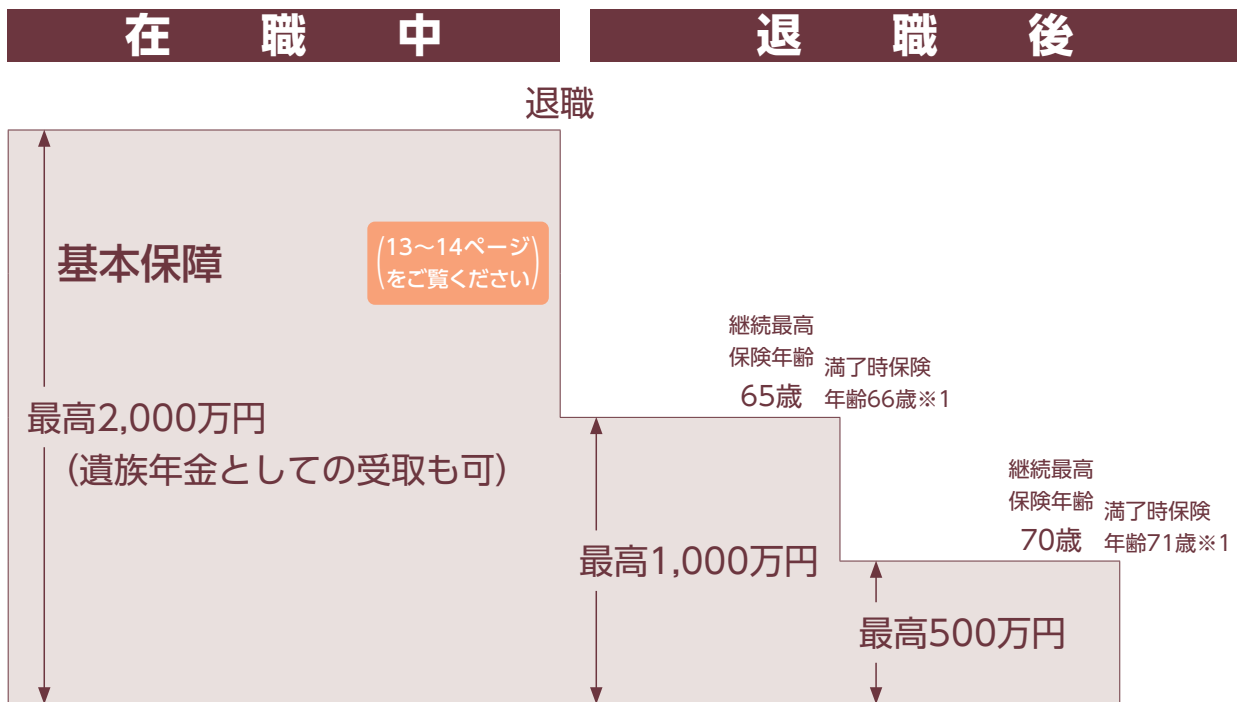
1. 本人退職後、配偶者も65歳まで継続加入できます。（本人70歳）
2. 医療プラン（Ⅱ型）をセットすることにより病氣入院・手術等へも対応できます。
3. 年齢別配当金還付方式により、若年層ほど実質的な負担は軽減されます。
（ただし、1年ごとに収支計算を行ない剰余金が生じた場合に限りです。医療プラン（Ⅱ型）、オプション補償には配当金はありません。）

ご注意 — 退職後の継続加入について（基本保障・医療プラン（Ⅱ型））

退職後の継続加入は、この保険に満44歳6カ月までに加入し、退職時まで継続加入していることが条件です。

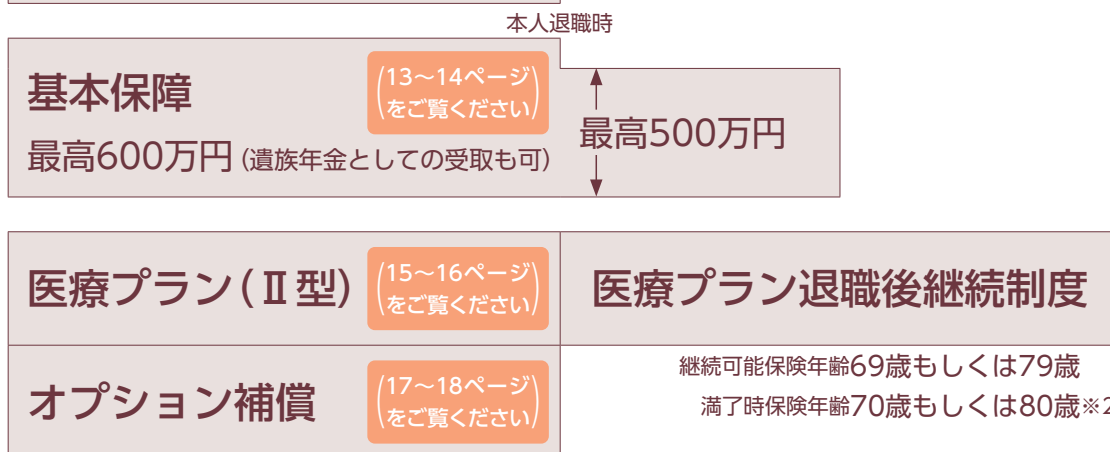
※退職後の新規加入は出来ません。

本人



医療プラン(Ⅱ型) (15～16ページをご覧ください)	医療プラン退職後継続制度
オプション補償 (17～18ページをご覧ください)	継続可能保険年齢69歳もしくは79歳 満了時保険年齢70歳もしくは80歳※2

配偶者



医療プラン(Ⅱ型) (15～16ページをご覧ください)	医療プラン退職後継続制度
オプション補償 (17～18ページをご覧ください)	継続可能保険年齢69歳もしくは79歳 満了時保険年齢70歳もしくは80歳※2

子ども

基本保障 (13～14ページをご覧ください) 300万円 (22歳まで)
オプション補償の親介護 (17～18ページをご覧ください)

- ※1 基本保障(団体定期保険)の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
- ※2 医療プラン退職後継続制度(無配当定期保険(Ⅱ型))の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。

※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。

※退職後継続加入には条件がありますので、詳細につきましては、人事部給与厚生チームにお問い合わせください。

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

- この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。
- 保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年ごとに加入内容を更新いただけます。
また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも、更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。
- なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容(保険金や給付金をお支払いする主な場合)と保険料

主な保障内容

- 保障内容(保険金額・給付金額、付加された特約)は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

基本保障

P.13

医療プラン(Ⅱ型)

P.15

オプション補償

P.17

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

保険料【控除方法】

- 保険料は毎月の給与から控除します(初回は8月分から)

3 配当金

- 配当金の対象となる商品(下記以外の商品は無配当保険ですので、配当金はありません。)

基本保障

基本保障は、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

- この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

(事務幹事) 明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

【基本保障】

明治安田生命保険相互会社	日本生命保険相互会社
第一生命保険株式会社	住友生命保険相互会社
東京海上日動あんしん生命保険株式会社	

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

【医療プラン(Ⅱ型)】

明治安田生命保険相互会社

【オプション補償】

明治安田損害保険株式会社

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細は、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

- 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

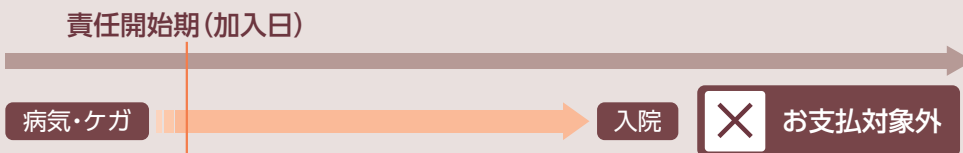
約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。



解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しできないことがあります。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - ・責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したとき など

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参照ページをご確認ください。 **P.20**

2 告知内容について

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- 申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 正しく告知していただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細は「はじめに」P.1をご参照ください。

STEP

1

まずは「申込日(告知日)現在」の
就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

本人

現在の就業状態

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- (注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども・[本人・配偶者の親]

現在の健康状態

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- (注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

STEP

2

つぎに、加入する商品ごとに
過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・子ども

基本保障

医療プラン(Ⅱ型) オプション補償

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- (注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

過去2年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
- (注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
- ②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
- ③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
- ④「治療」には、指示・指導を含みます。

本人・配偶者の親

親介護

- 現在までの健康状態** ● 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。
- 過去5年以内の健康状態** ● 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、**別表②**記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。(※「治療」には指示・指導を含みます。)
- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

別表①	がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病
別表②	心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋委縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<基本保障・医療プラン(Ⅱ型)の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<医療プラン(Ⅱ型)の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

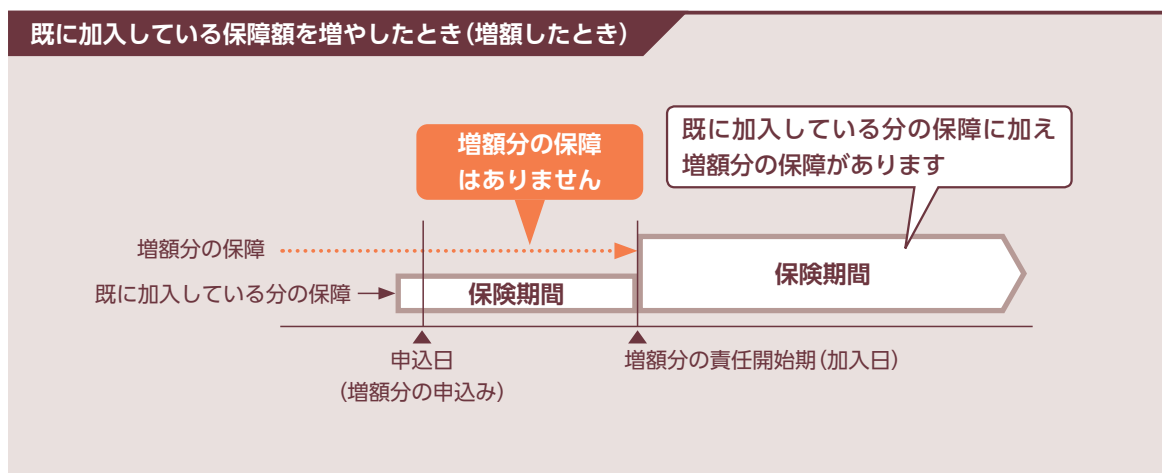
受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00

3 責任開始期(加入日)について

- お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期(加入日)といい、下記のとおり、責任開始期(加入日)は申込日(申込書を記入・提出した日)とは異なります。
- なお、この保険の責任開始期(加入日)は、表紙に記載しています。
- 高度障害保険金、給付金等は、責任開始期(加入日)以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になった(入院をされた)ときにお支払いします。責任開始期(加入日)前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

新規加入したとき





<基本保障・医療プラン(Ⅱ型)の場合>

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期(加入日)からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金・給付金の請求について

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(契約者)経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。
お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金(給付金)受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金(給付金)受取人の変更は、契約者を經由して引受会社へご通知ください(変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます)。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金(給付金)をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金(給付金)をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

お申し込みの撤回(クーリング・オフ制度)

- この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日)前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

ご照会・ご相談窓口等

- 指定紛争解決機関
 - この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会(生命保険)・一般社団法人日本損害保険協会(損害保険)です。
- 生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構
 - 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(生命保険)・損害保険契約者保護機構(損害保険)に加入しています。

上記、および加入手続き等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 **P.27**

告知に関するお問い合わせは、参照ページをご確認ください。 **P.9**

保険期間 令和7年8月1日(金)～令和8年7月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **子ども**

保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金形式で受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
 ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

本人		
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき	月払保険料(円)
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)	
2,000	2,000	9,600
1,500	1,500	7,200
1,200	1,200	5,760
1,000	1,000	4,800
900	900	4,320
800	800	3,840
600	600	2,880
500	500	2,400
300	300	1,440

- ・保険料は年齢に関係ありません。
- ・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

- ・年金払特約により、保険金を年金形式で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
- ・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金年額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者		
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき	月払保険料(円)
	【死亡・高度障害保険金】(年金原資) (万円)	
600	600	2,880
500	500	2,400
300	300	1,440

- ・保険料は年齢に関係ありません。

基本保障は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【契約概要】・【注意喚起情報】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

こども		
申込 金額(万円)	死亡・高度障害のとき	月払保険料(円)
	【死亡・高度障害保険金】 (万円)	
300	300	210

保険金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、こどもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
- ・本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもについても同時に脱退となります。

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.20**

保険金等のお支払いに関する約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.20**



保険期間 令和7年8月1日(金)～令和8年7月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者**

保障内容等(契約概要部分)

- 病気で継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

[疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円]

保障内容	本人・配偶者			
	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
病気で継続して5日以上入院のとき [入院給付金] ≪疾病入院特約(2001)より≫	日額 4,000円 ×(入院日数－4日)	日額 3,000円 ×(入院日数－4日)	日額 2,000円 ×(入院日数－4日)	日額 1,000円 ×(入院日数－4日)
所定の集中治療室管理を受けられたとき [集中治療給付金] ≪疾病入院特約(2001)より≫	日額 4,000円 ×集中治療室管理日数	日額 3,000円 ×集中治療室管理日数	日額 2,000円 ×集中治療室管理日数	日額 1,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき [手術給付金] ≪疾病入院特約(2001)より≫	手術の種類に応じて 4・8・16万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 2・4・8万円	手術の種類に応じて 1・2・4万円
給付倍率40倍の 手術給付金の支払われる手術を受け、 手術の日から継続して30日以上入院したとき [手術後療養給付金] ≪疾病入院特約(2001)より≫	1回の手術につき 4万円	1回の手術につき 3万円	1回の手術につき 2万円	1回の手術につき 1万円
死亡・高度障害のとき [死亡・高度障害保険金] ≪無配当定期保険(Ⅱ型)より≫	50万円	37.5万円	25万円	12.5万円

● 疾病の発生(発病)には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時含まれます。

● 保険金・給付金の受取人は次の通りです。

死亡保険金：被保険者が指定した方

高度障害保険金および各給付金：被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定があります。参照ページをご確認ください。 **P.20**約款規定については、参照ページをご確認ください。 **P.26**

保険料

●月額保険料 (単位：円)

<保険期間1年、集団月掛扱月払>

<疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円>

- ・記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。
- ・また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者							
	男性				女性			
	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
18～20歳 (H17.2.2～H20.2.1)	1,092	819	546	273	1,076	807	538	269
21～25歳 (H12.2.2～H17.2.1)	1,144	858	572	286	1,124	843	562	281
26～30歳 (H7.2.2～H12.2.1)	1,208	906	604	302	1,192	894	596	298
31～35歳 (H2.2.2～H7.2.1)	1,264	948	632	316	1,252	939	626	313
36～40歳 (S60.2.2～H2.2.1)	1,336	1,002	668	334	1,324	993	662	331
41～45歳 (S55.2.2～S60.2.1)	1,468	1,101	734	367	1,440	1,080	720	360
46～50歳 (S50.2.2～S55.2.1)	1,796	1,347	898	449	1,760	1,320	880	440
51～55歳 (S45.2.2～S50.2.1)	2,044	1,533	1,022	511	1,972	1,479	986	493
56～60歳 (S40.2.2～S45.2.1)	2,444	1,833	1,222	611	2,308	1,731	1,154	577

- ・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。
- ・加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



保険期間 令和7年8月1日(金)～令和8年7月31日(金)

加入対象者 **本人** **配偶者** **本人・配偶者の親(親介護のみ)**

保障内容等(契約概要部分)

- 所定の病気により入院した場合、入院保険金を1日目からお支払いします。
- 所定の病気により所定の手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態になった場合、介護保険金をお支払いします。

保障内容	本人・配偶者			
	4,000円 4・4Lコース	3,000円 3・3Lコース	2,000円 2・2Lコース	1,000円 1・1Lコース
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 目的として1日以上入院したとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金]	日額 4,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数	日額 2,000円 ×入院日数	日額 1,000円 ×入院日数
三大疾病・所定の生活習慣病の治療を 直接の目的として所定の手術を受けたとき [三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金]	手術の種類に応じて 4・8・16万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 2・4・8万円	手術の種類に応じて 1・2・4万円
所定の要介護状態になったとき [介護保険金]	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)	100万円 (1回を限度)

女性疾病給付、親介護をセットすることができます。

女性疾病給付	保障内容	4Lコース	3Lコース	2Lコース	1Lコース
	女性疾病の治療を目的として 1日以上入院したとき [女性疾病入院保険金]	日額 4,000円 ×入院日数	日額 3,000円 ×入院日数	日額 2,000円 ×入院日数	日額 1,000円 ×入院日数
	女性疾病の治療を直接の目的として 所定の手術を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 4・8・16万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 2・4・8万円	手術の種類に応じて 1・2・4万円
	女性が特定障害の治療を直接の目的として 所定の形成術等を受けたとき [女性疾病手術保険金]	手術の種類に応じて 8・16万円	手術の種類に応じて 6・12万円	手術の種類に応じて 4・8万円	手術の種類に応じて 2・4万円
親介護	保障内容	Pコース			
	親が所定の要介護状態になったとき [親介護保険金]	親介護保険金額 100万円 (1回を限度)			

保険金のお支払いに関するご注意については、参照ページをご確認ください。 **P.23**

所定の生活習慣病あるいは女性疾病における入院保険金が通算限度日数まで支払われた場合、または、介護保険金・親介護保険金支払われた場合は年額保険料に対する未払込保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

保険料

●月額保険料（単位：円）

<入院保険金日額・手術基準日額：4,000円・3,000円・2,000円・1,000円、介護保険金額：全コース一律100万円>

・保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

年齢 【保険年齢】 (生年月日)	女性疾病給付なし				女性疾病給付あり			
	男女共通				女性のみ			
	本 人・配偶者				本 人・配偶者			
	4,000 円 4 コース	3,000 円 3 コース	2,000 円 2 コース	1,000 円 1 コース	4,000 円 4L コース	3,000 円 3L コース	2,000 円 2L コース	1,000 円 1L コース
18～20歳 (H17.2.2～H20.2.1)	330	250	180	110	590	450	310	170
21～25歳 (H12.2.2～H17.2.1)	330	260	180	110	620	480	330	180
26～30歳 (H7.2.2～H12.2.1)	360	270	200	110	780	590	420	210
31～35歳 (H2.2.2～H7.2.1)	370	290	200	110	730	560	390	200
36～40歳 (S60.2.2～H2.2.1)	370	300	200	120	760	590	400	210
41～45歳 (S55.2.2～S60.2.1)	410	320	220	130	890	680	470	250
46～50歳 (S50.2.2～S55.2.1)	470	370	260	160	1,070	820	560	310
51～55歳 (S45.2.2～S50.2.1)	860	660	470	280	1,550	1,180	820	450
56～60歳 (S40.2.2～S45.2.1)	1,360	1,080	770	480	2,140	1,670	1,160	670

親介護

(単位：円) <親介護保険金額：100万円>

親の年齢 【保険年齢】 (生年月日)	30～35歳 (H2.2.2 H8.2.1)	36～40歳 (S60.2.2 H2.2.1)	41～45歳 (S55.2.2 S60.2.1)	46～50歳 (S50.2.2 S55.2.1)	51～55歳 (S45.2.2 S50.2.1)	56～60歳 (S40.2.2 S45.2.1)	61～65歳 (S35.2.2 S40.2.1)	66～70歳 (S30.2.2 S35.2.1)	71～75歳 (S25.2.2 S30.2.1)	76～80歳 (S20.2.2 S25.2.1)
100万円 Pコース	10	10	20	40	70	160	330	690	1,460	3,120

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。

加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。

・保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。



ここからは、商品の細部のお取り扱いをご説明しています。詳細のご確認については、以下をご参照ください。

「約款」と細部の お取り扱い

保険金や給付金のお支払い、あるいはお支払いできない場合などはすべて、引受保険会社と契約者との契約で定め、それらの細部は「約款」に記載しています。
本パンフレットでは、ご加入者にとって不利益になる可能性のある事項は、極力随所に掲載しましたが、細部のすべては網羅できていません。このページ以降で、あらためて細部のお取り扱いをまとめて掲載しています。
契約事項のすべてをご確認になりたい場合は、団体に備え付けの約款をご覧ください。

高度障害状態について	19
保険金・給付金をお支払いできない場合について	20
保険金・給付金のお支払いに関するご注意について	20
基本保障	20
医療プラン(Ⅱ型)	20
オプション補償	23
その他の	25

高度障害状態について

高度障害保険金と死亡保険金とは、重複してお支払いしません。

基本保障・医療プラン(Ⅱ型)

高度障害状態とは身体障害の程度が加入日(増額分については増額日)以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。
【高度障害状態とは(高度障害条項(7項目))】

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの※
 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
- ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

1. 眼の障害(視力障害)

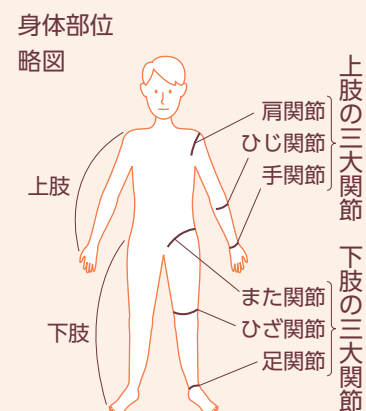
- (1)視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ①語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ②脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

3. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。



保険金・給付金をお支払いできない場合について

基本保障・医療プラン(Ⅱ型)・オプション補償

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
 - 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由^{*}に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき
*告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。この場合、各商品の約款に定める解除権の消滅期限を経過後も取消しとなることがあります。(注生命保険商品のみ)
 - 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- ※重大事由とは、つぎの項目をいいます。●保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたとき、●保険金・給付金のご請求に関して詐欺行為があったとき、●他の保険契約との重複により給付金等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき、●その他上記と同等の事由があったとき
- 「保険金・給付金のお支払いに関するご注意について」もあわせてご確認ください。

保険金・給付金のお支払いに関するご注意について

基本保障

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額
高度障害保険金	加入日以後に(業務上業務外を問わず)発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合	高度障害保険金額

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●被保険者が加入日から1年以内に自殺したとき(増額はその増額部分について)(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、引受生命保険会社にお問合わせください) ●契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の故意によるとき ●契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)

■約款規定について

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

医療プラン(Ⅱ型)

■保険金・給付金のお支払いについて

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限りです。

<主契約からの給付>

項目	お支払いする場合	お支払内容
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	死亡保険金額
高度障害保険金	被保険者が保険期間中に、加入日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金額

<特約(疾病入院特約(2001))からの給付>

加入日以後に発病した疾病または発生した不慮の事故による傷害により、その特約の保険期間中に被保険者がつぎの「お支払いする場合」に該当したときは、給付金をお支払いします。

項目	お支払いする場合	お支払内容
入院給付金 (疾病入院特約(2001) より)	病気で継続して5日以上入院されたとき	入院給付金日額×(入院日数－4日)をお支払いします。 ※1回の入院は120日分、通算1,095日分がお支払限度です。ただし、三大疾病の治療を目的とする入院はお支払限度の対象外です。
集中治療給付金 (疾病入院特約(2001) より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の集中治療室管理を受けられたとき	集中治療室管理1日につき、入院給付金日額と同額をお支払いします。 ※お支払日数を通算して120日分がお支払限度です。
手術給付金 (疾病入院特約(2001) より)	病気または不慮の事故による傷害で所定の手術を受けられたとき	手術1回につき、入院給付金日額×(対象となる手術の種類に対する給付倍率)をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。
手術後療養給付金 (疾病入院特約(2001) より)	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受けられ、手術の日から継続して30日以上入院されたとき	手術1回につき、手術を受けた日の入院給付金日額×10をお支払いします。 ※お支払回数には限度がありません。

●次の3つの入院は、疾病入院特約(2001)による入院給付金のお支払対象となります。

- ①加入日以後に発生した、不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日を経過した後に開始した入院
- ②加入日以後に発生した、不慮の事故以外の外因による傷害の治療を目的とする入院
- ③加入日以後に開始した、異常分娩のための入院

【入院について】入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 加入日以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入日前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入日以後の原因によるものとみなします。
- 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅などで治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は「治療を目的とする入院」に該当しません。
- 「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。
医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。)または、同等の日本国外にある医療施設
(注)・分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなします。
・治療処置を伴わない人間ドック、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)等による入院は給付金支払の対象となりません。

【転入院または再入院された場合】

- 入院給付金のお支払いについて、転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

【2回以上入院された場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については、あらたな入院とみなします。

【入院中に保険期間が満了した場合】

- 入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了(高度障害で保険期間が満了した場合を含む)し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。
- 「三大疾病」「所定の集中治療室管理」「所定の手術」については、「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。

<ご注意>

【三大疾病の治療を目的とした入院について】

- 三大疾病の治療を目的とした入院については、入院給付金のお支払制限(1入院120日、通算1,095日)はありません。対象となる三大疾病にはつぎのような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性生殖器の悪性新生物 9. 男性生殖器の悪性新生物 10. 腎尿路の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物 17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髄異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症 18. ランゲルハンス細胞組織球症
急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

- 対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症・合併症・後遺症であると引受保険会社が認めたものはその対象に含まれます。
- 「集中治療室管理」とは、所定の施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行うことをいいます。(総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。)

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。)

項目	お支払いできない主な場合
死亡保険金	●加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、死亡保険金をお支払いすることもありますので、引受生命保険会社にお問合わせください。) ●契約者の故意によるとき ●死亡保険金受取人の故意によるとき(ただし、その受取人が保険金の一部の受取人である場合は、その残額を他の受取人にお支払いします。) ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
高度障害保険金	●被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ●契約者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の故意または重大な過失によるとき ●戦争その他の変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。)
疾病入院特約 (2001)の給付金	●入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、手術後療養給付金に関しては、被保険者の薬物依存または自殺行為によるとき ●契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき ●被保険者の犯罪行為によるとき ●被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき ●被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき ●被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ●地震、噴火または津波によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●戦争その他変乱によるとき(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。) ●入院給付金、集中治療給付金に関しては、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないとき

ご注意ください

オプション補償

◎この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約

■保険金・給付金のお支払いについて

項目	お支払いする場合	お支払内容
三大疾病入院保険金	三大疾病の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数(日数制限なし)
糖尿病・高血圧入院保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を目的として入院したとき	入院保険金日額×入院日数 ※1回の入院に対し365日、通算700日が限度
腎臓病・肝臓病入院保険金	腎臓病・肝臓病の治療を目的として入院したとき	
女性疾病入院保険金	女性疾病の治療を目的として入院したとき	
三大疾病手術保険金	三大疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍 ※手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
糖尿病・高血圧手術保険金	糖尿病・高血圧性疾患の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
腎臓病・肝臓病手術保険金	腎臓病・肝臓病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき	
女性疾病手術保険金	女性疾病の治療を直接の目的として所定の手術を受けたとき 女性が特定障害の治療を直接の目的として所定の形成術等を受けたとき	
介護保険金	公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	介護保険金額 ※1回を限度とします。
親介護保険金	被保険者の親が公的介護保険要介護2以上の認定がなされたとき、または被保険者の親が保険期間中に所定の要介護状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続したとき	親介護保険金額 ※1回を限度とします。

- 入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いは、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限ります。また、保険期間満了後の入院・手術等はお支払いの対象となりません。
- 保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払いの対象となりません(注)。ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。
(注)したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。
- お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
 - ①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
 - ②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
- 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
- 被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
- 被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術(抜釘(ばってい)術)や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。
- 同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
- 保険金受取人は被保険者本人になります。
- 介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
- 保険金の支払事由が発生したときは、保険金の支払事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。
- 三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)には、次のような事例があります。

悪性新生物・ 上皮内新生物 (がん・上皮内がん)	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	11. 眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
	2. 消化器の悪性新生物	12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物
	3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物
	4. 骨および関節軟骨の悪性新生物	14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物
	5. 皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物
	6. 中皮および軟部組織の悪性新生物	16. 上皮内新生物
	7. 乳房の悪性新生物	17. 真正赤血球増加症<多血症>、骨髓異形成症候群、慢性骨髓増殖性疾患、本態性(出血性)血小板血症
	8. 女性生殖器の悪性新生物	18. ランゲルハンス細胞組織球症
	9. 男性生殖器の悪性新生物	
	10. 腎尿路の悪性新生物	

急性心筋梗塞	19. 急性心筋梗塞 20. 再発性心筋梗塞	21. 急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中	22. くも膜下出血 23. 脳内出血 24. 脳梗塞	25. くも膜下出血の続発・後遺症 26. 脳内出血の続発・後遺症 27. 脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病・高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病	1. 糖尿病
高血圧性疾患	2. 高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病・肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病	1. 糸球体疾患 2. 腎尿細管間質性疾患 3. 腎不全	4. 尿路結石症 5. 腎および尿管のその他の障害
肝臓病	6. ウイルス肝炎 7. 肝疾患	

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物	1. 乳房の悪性新生物 2. 女性生殖器の悪性新生物※上皮内がんは含みません	
乳房および女性生殖器の疾患	3. 乳房の障害 4. 女性骨盤臓器の炎症性疾患	5. 女性生殖器の非炎症性障害 6. 女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症	7. 流産に終わった妊娠 8. 妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9. 主として妊娠に関連するその他の母体障害 10. 胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	11. 分娩の合併症 12. 分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く） 13. 主として産褥に関連する合併症 14. その他の産科的病態、他に分類されないもの
乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物	15. 乳房の良性新生物 16. 子宮平滑筋腫 17. 子宮のその他の良性新生物 18. 卵巣の良性新生物	19. その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20. 女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21. 乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

瘢痕（はんこん）の原因となった傷害または疾病	1. 瘢痕（はんこん）に対する植皮術 2. 瘢痕（はんこん）形成術（非観血手術を除く）
足指の後天性変形	3. 足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病	4. 乳房切除術（生検を除く）

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合

②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態	終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること （イ）食事 （ロ）排せつ （ハ）入浴 （ニ）衣類の着脱
認知症により介護が必要な状態	認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること （イ）歩行 （ロ）食事 （ハ）排せつ （ニ）入浴 （ホ）衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること （イ）徘徊をする、または迷子になる。 （ロ）過食、拒食または異食をする。 （ハ）所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。 （ニ）乱暴行為または破壊行為をする。 （ホ）興奮し騒ぎ立てる。 （ヘ）火の不始末をする。 （ト）物を盗む、またはむやみに物を集める。

■保険金・給付金のお支払いできない場合について

次のような場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。(すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。)

項目	お支払いできない主な場合
入院保険金 手術保険金 (三大疾病入院保険金、 三大疾病手術保険金を 除く)	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の犯罪行為 ③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦被保険者の薬物依存 ⑧地震、噴火または津波 ⑨戦争その他の変乱 ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。など
介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③被保険者が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。など
親介護保険金	①被保険者の故意または重大な過失 ②被保険者の親の故意または重大な過失 ③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の親が法令に定められた運転資格(運転する地における法令によるものをいいます。)を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故 ⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。など ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。また、解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできません。

その他

被保険者が保険金を請求できない特別な事情がある場合について

医療プラン(Ⅱ型)

- 代理請求特約[Y]の付加により、被保険者が受取人となる保険金・給付金について、被保険者本人が請求できない特別な事情^①がある場合に、被保険者があらかじめ指定した次の方(指定代理請求者)が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金・給付金を請求することができます。

①「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金・給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。

- 指定代理請求者は、保険金・給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。

1. 被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者の直系血族
3. 被保険者の兄弟姉妹
4. 被保険者の3親等内の親族
5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、受取人のために保険金・給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた方に限ります。

ア. 上記1～4以外の方(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など)で、被保険者と同居している方

イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方(法人および法人の代表者を除く)

* 保険金・給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。

* 保険金・給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が保険金・給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。

- 死亡保険金受取人が法人である場合、代理請求特約[Y]を付加することはできません。

- お支払いした保険金・給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。

- 保険金・給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金・給付金をご請求いただいてもお支払いできません。

- ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。

- 指定代理請求者に保険金・給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金・給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。

- 指定代理請求者の取扱いなど代理請求特約[Y]の詳細は「ご契約のしおり 約款」に記載されています。必ずご確認ください。

●指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。

オプション補償

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。

- ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

保険金・給付金のご請求について

基本保障・医療プラン(Ⅱ型)

保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間ご請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

オプション補償

保険金のお支払い事由が発生したときは、保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険㈱へお知らせください。

正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

社員権について

相互会社においては、契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、契約者が団体の契約の場合のご加入者(被保険者)や、剰余金の分配のない契約の契約者は社員とはなりません。したがって本パンフレット記載の保険契約について、被保険者には総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

告知の大切さに関するご案内について

オプション補償

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入(増額)時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務(告知義務)があります。
- ご加入(増額)の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内であれば、ご契約(増額部分)が解除されることがあります。また、保険期間開始時[※]から1年を経過していても、保険期間開始時[※]からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約(増額部分)が解除されることがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約(増額部分)が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認ください。
- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をするを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00~17:00)までご連絡ください。

約款規定について

医療プラン(Ⅱ型)

約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

オプション補償

保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)に掲載しています。

保険契約の解除について

オプション補償

【重大事由による解除について】

保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

【被保険者による保険契約の解除請求について】

被保険者となることについて同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、団体窓口にご連絡ください。

ご照会・ご相談窓口について

基本保障・医療プラン(Ⅱ型)

【ご照会・ご相談窓口】

- 加入手続き等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の団体窓口、または明治安田生命保険相互会社にお問い合わせください。
- この制度に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス[\[https://www.seiho.or.jp/\]](https://www.seiho.or.jp/))
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

オプション補償

【制度内容等に関するご照会・ご相談窓口】

制度内容等に関するご照会、ご相談は本パンフレット記載の企業・団体窓口にお問い合わせください。

【引受損害保険会社の苦情・相談窓口】

損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室

0120-255-400(フリーダイヤル(無料))

受付時間：午前9時～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】<保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)>

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022808(ナビダイヤル(有料))

※ナビダイヤルでは各電話会社の通信料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。

受付時間：午前9時15分～午後5時(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

保護機構について

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス[\[https://www.seihohogo.jp/\]](https://www.seihohogo.jp/)をご覧ください。
- 引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

取扱代理店

オプション補償

堤商事株式会社

電話番号：076-431-8311

明治安田生命保険相互会社

電話番号：052-950-5261

Memo

[illegible]

加入申込書 兼 告知書のご記入例

- 記入例にそって、もれなく①～⑥に従ってご記入・チェック回をつけて押印ください。
- お申し込み内容に修正がある場合は、該当箇所を二重線にて抹消し、訂正内容をご記入・チェック回をつけて、必ず訂正印を押印ください。
- ご記入・チェック回は、黒のボールペン(消せるボールペンは不可)をご使用ください。



団体情報欄 印字されている場合、内容に誤りがないかご確認ください。

① 申込日(告知日)

- 必ずご記入ください。

② 氏名、性別、生年月日欄

- 印字されていない場合、必ず必要事項をご記入・チェック回をつけてください。
- 印字されている場合は、氏名(カナ)、性別、生年月日に誤りがないかご確認ください。

③ お申し込み欄

- 申込欄記入方法①(本人おすめ部分)
 - ・記載のベストプラン、ベタープランは、加入内容を参考に設定したおすめであり固有のコース名ではありません。
 - ・ご希望のプランをいずれか一つ選択しご記入・チェック回をつけてください。なお、同内容で継続する際は現在加入プランにご記入・チェック回をつけてください。
 - ・自由選択プラン：希望するコース等をご記入ください。
 - ・加入希望なしの際は「加入しない」にチェック回をつけてください。
- 申込欄記入方法②(上記の以外の本人・配偶者・子ども)
 - ・申込書提出の際は、すべての商品についてもれなくご記入・チェック回をつけてください。(加入希望なしの際は「加入しない」にチェック回)なお、同内容で継続する際は現在加入欄と同一のコース・金額・口数にご記入・チェック回をつけてください。
 - オプシヨン補償は医療プラン(Ⅱ型)と同額にてご加入ください。
 - オプシヨン補償 親介護のご加入にあたっては、本人の親は本人のオプシヨン補償とセットで、配偶者の親は配偶者のオプシヨン補償とセットでご加入ください。
 - 配偶者も加入する際は、本人と同様にご記入・チェック回をつけてください。

④ 死亡保険金受取人欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、受取人コードまたは個人名(カナ)をご記入ください。
- 死亡保険金受取人は、配偶者および親等以内の血族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のなかからご指定をお願いします。

⑤ 指定代理請求者指定欄

- 新規で指定、または変更する場合のみ、続柄コードおよび個人名(カナ)をご記入ください。

⑥ 確認印兼申込印兼告知印

- 印鑑は、はっきりと押印ください。
- ※減額・脱退・その他変更の場合も必ず申込日を記入し、申込印を押印ください。

明治安田生命保険相互会社
明治安田損害保険株式会社

都中
豊中

ほくほくフィナンシャルグループ Bグループ保険 加入申込書 兼 告知書

Bグループ保険(団体定期保険) 医療プラン(Ⅰ型) 医療プラン(無指定定期保険(Ⅱ型))

オプシヨン補償(医療保険)

申込書提出日 2025年4月11日 効力発効日(加入日) 2025年8月1日

申込日(告知日)
2025年4月4日

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

お申し込み内容 新規加入・内容変更・脱退等する場合、下記に必要事項を記入・押印し、ご提出ください。更新する場合、この告知書の加入(補償)を申し込まず、申込書の提出は不要です。

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注)、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社：<https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社：<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご注意くださいー

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お申込み方法(Web申込)

Web申込システムにログインのうえ、お手続きください。既にご加入の方で、お手続きをされなかった場合は、自動更新として取り扱います。

退職者さまの口座振替に関するお問い合わせ先

事務委託先：明治安田ライフプランセンター株式会社 保険サービス部

03-5952-8761

〒171-0033 東京都豊島区高田3-19-10 ヒューリック高田

馬場ビル7F

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始除く)

受付時間 9:00~17:00まで

加入手続き等に関するお問い合わせ先

株式会社北陸銀行 人事部給与厚生チーム

076-423-7111

〒930-8637 富山県富山市堤町通り1-2-26 北陸銀行本店3F

明治安田生命保険相互会社 富山支社法営

076-432-2471

〒930-0007 富山県富山市宝町1-3-10 明治安田生命富山ビル11F

受付期間 平日(土日・祝日、年末年始除く)

受付時間 9:00~17:00まで

MY-A-25-団-001927 MY-A-25-医プ-001928 MYG-A-24-医-944